

(準用)
第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八

条から第三十二条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第

二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは、「第五十条において準用する第十七条第一項」と、療

養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは、「第

五十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは、「第

五十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは、「第

五十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第

五十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」

と、第十八条中「前条」とあるのは、「第五十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四章 自立訓練（機能訓練）
(基本方針)

第五十一条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが

できるよう、規則第六条の七第一号に規定する者に対して、規則第六条の六第一号に規定する期間

にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果

的に行うものでなければならない。
(職員配置の基準)

第五十二条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下、自立訓練（機能訓練）事業者」といふ。）

が当該事業を行う事業所（以下、自立訓練（機能訓練）事業所」といふ。）に置くべき職員及びその

員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業

所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 看護職員又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

ニ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

三 サービスマニエッター等 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区

分に、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに

一を加えて得た数以上

二 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に

併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問」に

よる自立訓練（機能訓練））を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に

7 第一項第二号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

9 第一項第三号のサービスマニエッター等管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(訓練)
第五十三条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日

常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立し

た日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わ

なければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該自立訓練（機

能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)
第五十四条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活

を営むことができるよう、第六十四条第一項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サ

ービス事業者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心して日常生活又は社会生活を営むこ

とができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相

談等を行わなければならない。
(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十

八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十五

条から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、

第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは、「第五十五条において準用する第十七条第一

項」と、療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八

条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三

条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、同項第四号中「第三

条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第

二条第二項」とあるのは、「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護

計画」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは、「三月」と、

第十八条中「前条」とあるのは、「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五章 自立訓練（生活訓練）
(基本方針)
第五十六条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが

できるよう、規則第六条の七第二号に規定する者に対して、規則第六条の六第二号に規定する期間

にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行

(規模)

第五十七条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下、自立訓練（生活訓練）事業者」といふ。）

が当該事業を行う事業所（以下、自立訓練（生活訓練）事業所」といふ。）は、二十人以上の人員を

利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であ

る厚生労働大臣が定めるもののうち、将来にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事

が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（規則第二十五条

第七号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く）については、十人

以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併

せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る十人以上の人員及び宿泊型自立訓

練以外の自立訓練（生活訓練）に係る二十人以上（前項ただし書の都道府県知事が認める地域にお

いて事業を行うものにあつては、十人以上）の人員を利用させることができる規模を有するもので

なければならない。